

第1次改訂版

自主・自立

伊達なわたり みんなで築く わたしのわたり

亘理町集中改革プラン

(亘理町行政改革大綱実施計画)

平成18年3月

亘 理 町

目 次

第1章	計画の位置付け	1
第2章	集中改革プランの概要	1
第3章	計画期間	1
第4章	計画の推進方法・推進体制	2
第1節	推進方法	
第2節	推進体制	
第3節	進捗状況の公表	
第5章	計画の体系	3
第6章	重点実施項目	4
第7章	実施計画	9
第1節	町民と築く地域協働のまちづくり	
第2節	事務事業の再編・整理、統合・廃止	
第3節	民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	
第4節	職員の定員管理の適正化	
第5節	職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化	
第6節	組織機構の見直し	
第7節	職員の意識改革	
第8節	第三セクター等の見直し	
第9節	経費節減等の財政効果	
第10節	地方公営企業関係（上水道事業、下水道事業、観光事業）	

第1章 計画の位置付け

本計画は、「第4次巨理町行政改革大綱」の基本方針に基づき、平成18年度から平成22年度までの具体的な取り組み目標（プログラム）について、スケジュールや実施目標時期等を明らかにしたものであり、全庁を挙げて早期に実行に移し、町政運営に活かすものとしします。

第2章 集中改革プランの概要

地方分権型社会システムへの転換を実現し、地方公共団体において、人口減少時代の到来、住民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するべく、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が平成17年3月に示されました。

<新地方行革指針の要点>

- (1) 行政改革大綱の見直し
- (2) 集中改革プランの平成17年度中の公表

巨理町集中改革プランとは

「第4次巨理町行政改革大綱」に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、次の事項を重点に平成18年度を起点とし、おおむね平成22年度までの具体的な取り組みを町民にわかりやすく説明する計画です。

町民と築く地域協働のまちづくり
事務事業の再編・整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
職員の定員管理の適正化
職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化
組織機構の見直し
職員の意識改革
第三セクター等の見直し
経費節減等の財政効果
地方公営企業関係（上水道事業、下水道事業、観光事業）

第3章 計画期間

計画期間は、平成18年度を初年度とし、平成22年度までの5ヶ年とします。

第4章 計画の推進方法・推進体制

第1節 推進方法

集中改革プランは、毎年度ローリングを行うとともに、計画策定（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）による進捗管理を行うもの
といたします。

第2節 推進体制

（1）巨理町行政改革推進本部

庁内に巨理町行政改革推進本部を設置し、全庁的な行政改革を推進します。

行政改革の基本方針の策定に関すること
行政改革の具体的措置事項の決定に関すること
その他行政改革に係る重要事項に関すること など

（2）巨理町事務改善委員会

巨理町事務改善委員会を設置し、事務の改善に関し調査研究及び企画立案し、行政の効率的かつ効果的な運営を行います。

事務機構の合理化に関すること
執務環境の近代化に関すること
事務処理の改善に関すること
行政事務の提案に関すること など

（3）町民参加による検討組織

巨理町行政改革推進審議会を設置し、行財政改革の推進に町民の意見を反映させます。

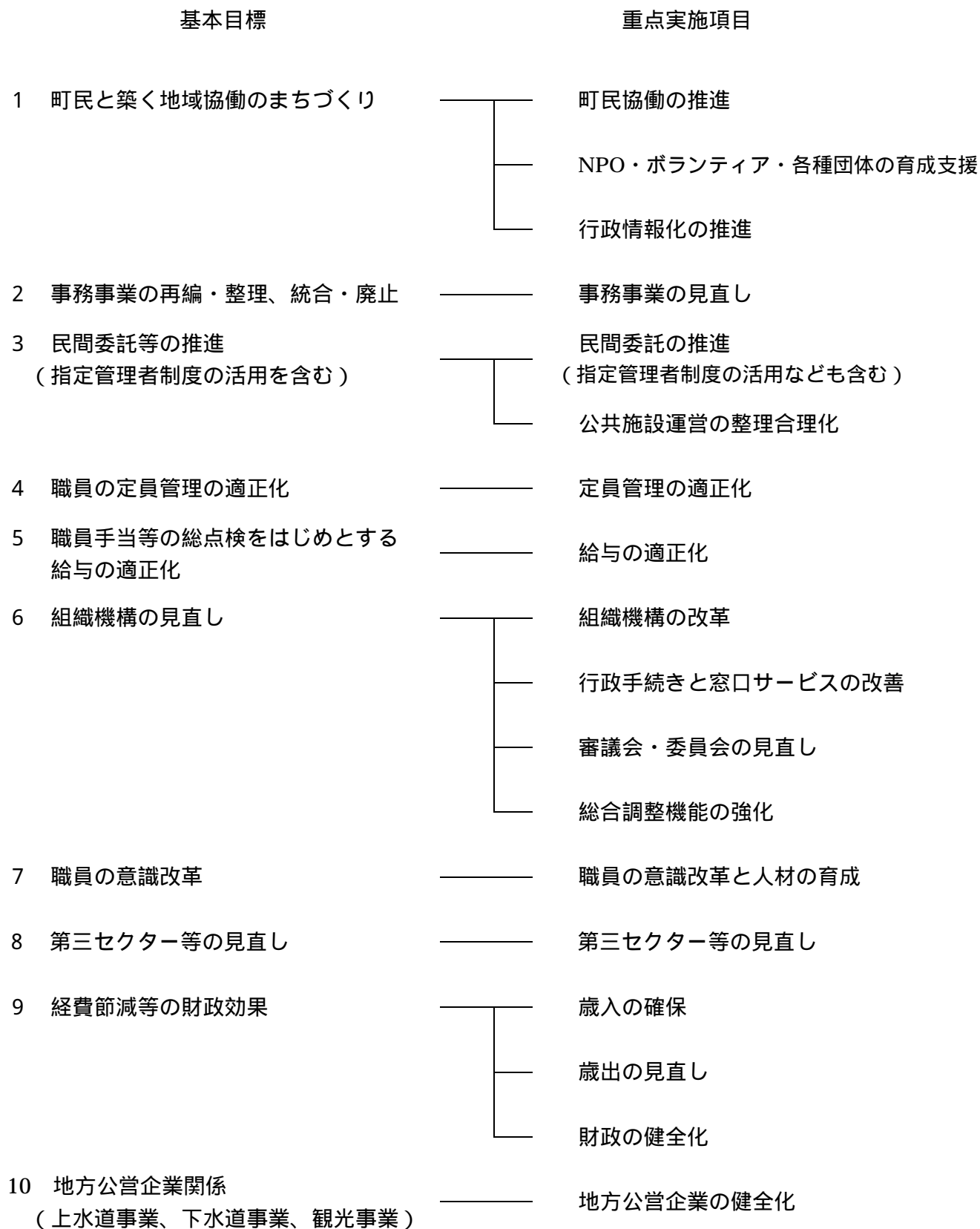
行財政政策の見直しに関すること
効率的な機構の構築に関すること など

第3節 進捗状況の公表

本計画に基づく行財政改革の進捗状況は、巨理町行政改革推進審議会及び町議会に報告するとともに「広報わたり」やホームページ等を通じて公表します。また、町民をはじめ外部からの幅広いご意見ご要望などを拝聴することに努めます。

第5章 計画の体系

行政改革の項目を分野ごとに整理し、本町の行政改革推進の基本目標と重点実施項目を体系化し、行政改革の取り組みを推進します。



第6章 重点実施項目

第4次巨理町行政改革大綱の基本方針と基本目標をもとに、次のとおり重点実施項目を定め、行政改革方針の具体的な事業については、下記内容により実施します。

1 町民と築く地域協働のまちづくり

町民協働の推進

地方分権の進展に伴い、自立した町として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくためには、「まちづくりは人づくり」を基本に、町民と行政が一体となって、取り組む必要があります。そのためにも、施策の実施段階はもちろん、計画段階から町民の参画と町民と協働による各種事業の推進を図ります。また、行政サービスに対する町民満足度調査の実施等により、行政サービスの向上化に努めます。

NPO・ボランティア・各種団体の育成支援

NPO等の窓口を一本化し、相談、情報提供を充実させるとともに、これまで行政が担ってきた業務であってもNPOやボランティア等への柔軟な運営に任せるなど、行政と民間活動との新しい連携・協力関係を構築します。また、各種団体の自立性を高めるため、会計事務や運営事務等についても、行政の関与の在り方を見直し、各種団体への支援策について検討します。

更には、新たなNPO・ボランティア・各種団体の育成にも努めます。

行政情報化の推進

IT（情報通信技術）の活用は、行政事務の効率化、情報の受発信、行政サービスの向上を図るための有効な手段であることから、個人情報保護に十分配慮しながら、積極的に行政の情報高度化に努めます。

2 事務事業の再編・整理、統合・廃止

事務事業の見直し

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事務事業の廃止・縮小や類似する事務事業を統廃合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、更には、行政の効率化等に配慮し、行政評価制度等の活用により事務事業の整理合理化を進めます。

3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

民間委託の推進（指定管理者制度の活用なども含む）

民間委託の推進については、行政責任の確保や個人情報の保護と守秘義務の確保、更には、行政サービスの維持向上等が図られることを留意しつつ、積極的に民間委託を推進します。

また、指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であることから、現在本町にある全ての公の施設について検証を行い、移行可能な施設については、随時導入していきます。

公共施設運営の整理合理化

公共施設を設置する場合、広域的観点からの調整を行うとともに、その役割や機能と運営方法及び複合化などについて多面的な検討を行います。

なお、施設の利用実態や施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、町民の立場に立ってそのあり方や管理運営等の見直しを行い、施設の有効活用と効率的な運営を推進します。

4 職員の定員管理の適正化

定員管理の適正化

地方分権等により、事務事業の増加が見込まれる中、民間委託等をより一層推進するとともに、行政組織の見直しや職員の適正配置等を行い、より事務事業の効率化を高めながら、新規職員採用を抑制することにより、本計画期間内に、平成17年4月1日現在と比較して、平成22年4月1日において職員数を4.5%、14人削減します。

○過去5年間（平成13～17年度）の実績

（各年度4月1日現在）

区 分	13年	14年	15年	16年	17年	計
総職員数	313	306	306	312	308	
対前年度比増減数		7	0	6	4	5
純減割合		-2.2%	0.0%	2.0%	-1.3%	-1.6%

○今後5年間（平成18～22年度）の目標値

区 分	18年	19年	20年	21年	22年	計
総職員数	306	305	301	297	294	
採用予定者数	10	4	4	10	8	36
退職予定者数	12	5	8	14	11	50
対前年比増減数	2	1	4	4	3	14
純減割合	-0.7%	-0.3%	-1.3%	-1.3%	-1.0%	-4.5%

5 職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化

給与の適正化

給与については、現在検討されている国家・地方公務員の給与構造の大幅な見直しの動向を見据えながら、引き続き給与制度の適正な運用に努めます。

(1) 給与関係

平成18年4月から、新給料表(8級制 6級制)への切替に伴い、最高号俸者の昇給については停止し、55歳以上の昇給についても国同様抑制しながら、実施します。

(2) 特殊勤務手当関係

国制度に準拠することを基本として、他市町村の状況を勘案しながら、全ての手当について、点検・見直しを行います。

6 組織機構の見直し

組織機構の改革

簡素で効率的、しかも町民にわかりやすい組織機構の整備を進めるとともに、横断的な行政課題には、機動的で柔軟な対応ができる組織体制づくりに努めます。

行政手続きと窓口サービスの改善

窓口業務における町民の利便性や満足度を高めるため、職員の接遇能力の向上や事務手続等の簡素効率化を推進するとともに、窓口の案内表示やレイアウトの改善を進めながら、町民の視点に立った窓口機能の充実強化を図ります。

審議会・委員会の見直し

国の法令等に基づかない審議会・委員会については、設置目的及び役割、必要性を精査し、活動実態等を勘案のうえ、廃止、縮小、統合等の適正化を図ります。また、法令に基づく審議会等についても、法令の範囲内で弾力的な運用を行い、合理化効率化に努めます。

総合調整機能の強化

今後、ますます既存組織の枠組みを超えた事務事業の増加が予想されることから、より一層効果的な行政運営を行うため総合調整機能の充実強化を図り、行政の総合力を発揮させるように努めます。

7 職員の意識改革

職員の意識改革と人材の育成

地方分権時代を迎え、本町においても自己決定・自己責任のもとに地域固有の政策課題に対応していくことが求められており、時代の変化を認識し、職員自らの意識改革を促し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲、そして、専門的な知識や高度な技術を持った職員及び管理能力に優れ、行政全般に精通した職員の育成を図ります。

8 第三セクター等の見直し

第三セクター等の見直し

第三セクター・出資団体等（出資比率25%以上）については、該当する団体がありませんが、出資・出捐団体については、今後も公益性や事業の必要性、経営状況等を見据えながら、監査体制を強化するとともに、行政の関与のあり方について検討します。

9 経費節減等の財政効果

歳入の確保

安定的な自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握と町税の収納率向上に積極的に取り組みます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から見直し等を進めます。さらに、町有財産（未利用地）などについては、今後の利用計画を精査のうえ、効率的な運用を図ります。

歳出の見直し

常にコスト意識を持ち、事務執行の効率化等により経費の節減に努めるとともに、事務事業の実施にあたっては、提供するサービスの社会情勢への適合効果や他市町村等との均衡の確保など、その必要性やあり方を見直し、経費の抑制や財源の重点配分を図ります。また、様々な団体等に対する補助金及び負担金については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について十分検証し、整理合理化を推進します。

財政の健全化

事務事業のランニングコストなども考慮し、中長期的な財政計画・コスト管理のもと施策の重要度・緊急度などを勘案し、重点的かつ効果的な財源配分を行うとともに、基金、起債の適正な管理を行い、健全な財政運営を目指します。

10 地方公営企業関係

地方公営企業の健全化

(1) 水道事業

近年の社会経済情勢の変化や生活様式、生活形態の変化に伴い給水量が減少傾向にある中において、水道事業として独立採算の原則に基づき、経営基盤の強化等に積極的に取り組み、独立企業としての経営の活性化を図ります。

(2) 公共下水道事業

昭和54年度から流域関連公共下水道整備に取り組み、また、平成9年度から公共下水道計画区域以外の地域に対し、浄化槽設置費用の一部を助成し、公共用水域の水質保全に努めています。今後も事業を継続するとともに、経費の縮減、業務の効率化、下水道使用料の改定等により、経営の健全化を目指します。

(3) 観光事業

巨理町国民保養センターは昭和44年の開業以来、町の観光拠点施設として観光サービスに努めるとともに、地場産業の振興に取り組んでいます。平成14年には天然温泉が湧出し、利用者が大幅に増大したこともあり経営基盤が強化されています。また、施設の老朽化に伴い、現在改築を計画中です。今後ともサービスの向上を図りつつ経費削減、業務の効率化等を進め、健全な経営に努めます。

【地方公営企業の健全化】

○ 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

・町職員の総体で定員管理を行い、定員適正化に努めます。

(2) 給与の適正化

・給料、手当の見直しについては、町職員の枠組みに沿って適正化に努めます。

○ 未利用財産売り払い等

現在、各地方公営企業における未利用財産はありません。

○ 組織の見直し

簡素で効率的、町民にわかりやすい組織体制の整備を進めます。

○ 今後の経営改革の推進

・民間的経営手法の検討
・中期経営計画の策定

○ 公表の手法と状況

「広報わたり」やホームページ等で、国の様式に準拠して公表します。

第7章 実施計画

「集中改革プラン」では、「第5章 計画の体系」に示した「基本目標」ごとの重点実施項目を実施計画として示しています。

この実施計画は、実施予定年次を明示するとともに、その評価検証による進行管理を行うことにより、行政改革の計画的な推進を目指すものであります。

【実施計画 取り組み目標（プログラム）の実施時期の表記】

実 施

取り組みの目標が概ね達成できるもの。また、実施に向けての試行期間も含む。なお、計画の策定等においては、その策定等の年度を示す。

検 討

○

実施の可否、又は具体的実施内容等についての検討。（準備期間も含む）

見 直 し

取り組みの目標実施後における検証・見直し等の継続的な改善充実・拡大の実施期間を示す。

実 施 済

平成17年度以前に実施した取り組み項目を示す。

第1節 町民と築く地域協働のまちづくり

1 - 1	町民協働の推進								
	プログラム	実施時期							所管課等
		17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
まちづくり基本条例の策定			→		→			企画財政課	
まちづくり推進会議の開催			→		→			企画財政課	
まちづくり出前講座の開催		→					→	企画財政課	
住民意識調査の実施								企画財政課	
企画提案・改善提案制度の導入		→					→	企画財政課	
町長さんいらっしやいの開催（移動町長室）		○						総務課・企画財政課	
町民意見のデータベース化		○		→			→	企画財政課	
住民参加システムの検討		○		→			→	全 課 (主：企画財政課)	
官民運動連絡会議の新設		○	→					企画財政課	
町民協働ボランティアセンターの設置		○	→					企画財政課	
町民と行政の研修会の実施		○	→		→		→	全 課 (主：企画財政課)	
町民満足度調査の実施（納得度）		○			○			企画財政課	
男女共同参画の推進		→					→	全 課 (主：企画財政課)	
男女共同基本計画の策定		○		→			→	企画財政課	
各種行政計画の策定		○		→			→	全 課 (主：企画財政課)	
コミュニティ組織の充実強化		○		→			→	企画財政課	
行政区の再編検討	○		→				→	総務課・企画財政課	
町民乗合自動車の運行の見直し	○		→				→	企画財政課	

1 - 1	町民協働の推進							
プログラム	実 施 時 期							
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	所管課等
子ども議会の開催		○						企画財政課

1 - 2	NPO・ボランティア・各種団体の育成支援							
プログラム	実 施 時 期							
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	所管課等
NPO・ボランティア団体等の育成支援		○		→	→	→	→	関係課 (主：企画財政課)
NPO・ボランティア団体等の育成講座の開催		○		→	→	→	→	関係課 (主：企画財政課)
各種団体の事務・会計の見直し		○		→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
地域活動団体連絡組織の充実強化		○		→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
各種相談、コーディネート機能の強化		○		→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
行政区への事務事業移譲の検討		○	→		→	→	→	全 課 (主：企画財政課)

1 - 3	行政情報化の推進							
プログラム	実 施 時 期							
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	所管課等
ホームページのリニューアル	○	→		→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
電子自治体の構築		→					→	全 課 (主：企画財政課)
・例規のデータベース化		→					→	総務課
・住民情報システム改善			→	→	→	→	→	関係課 (主：企画財政課)
・戸籍システム改善			→	→	→	→	→	町民生活課
・財務会計システムの導入		→					→	企画財政課
・人事給与システム		→					→	総務課

1 - 3	行政情報化の推進							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
・住民税申告支援システム			→	→	→	→	→	税務課
・家屋評価システム				→	→	→	→	税務課
・地図情報システム				→	→	→	→	税務課
・土木積算システム改善			→	→	→	→	→	関係課 (主：企画財政課)
・乳幼児、心身障害者医療助成システム改善			→	→	→	→	→	保健福祉課
・介護保険システム改善			→	→	→	→	→	保健福祉課
・保育料システム改善			→	→	→	→	→	保健福祉課
・児童手当システム改善			→	→	→	→	→	保健福祉課
・上水道料金、企業会計システム改善			→	→	→	→	→	上下水道課
・滞納整理管理システム	○		→	→	→	→	→	税務課
・地域包括ケアシステム	○		→	→	→	→	→	保健福祉課
・文書管理システム		○	→	→	→	→	→	総務課
・契約管理システム		○						企画財政課
・情報公開システム		○	→	→	→	→	→	総務課
・電子決裁システム		○	→	→	→	→	→	総務課
・法制ソフト支援システム	○		→	→	→	→	→	総務課
情報セキュリティ体制の強化		→	→	→	→	→	→	全課 (主：企画財政課)
・セキュリティポリシーの策定		→	→	→	→	→	→	企画財政課
・情報管理のための職員研修		→	→	→	→	→	→	企画財政課

1 - 3	行政情報化の推進							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
行政情報化計画の策定			→	→			→	企画財政課
情報公開の推進		→	→	→	→	→	→	全 課 (主：総務課)
・情報公開条例の制定								総務課
・出資団体等の情報公開要綱の制定								総務課
・行政改革進捗状況の公表		○		→	→	→	→	企画財政課
携帯サイトの活用		○						企画財政課
コミュニティ放送導入の検討		○	→					企画財政課

第2節 事務事業の再編・整理、統合・廃止

2 - 1 プログラム	事務事業の見直し							所管課等
	実施時期							
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
行政評価システムの構築				→	→	→	→	企画財政課
町民行政評価制度の検討				→	→	→	→	企画財政課
パブリックコメント制度の導入				→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
住民サービス事務のマニュアルの作成				→	→	→	→	全 課 (主：総務課)
業務マニュアル等の作成			→		→		→	全 課 (主：総務課)
ゴミ処理の広域化（巨理名取地区）		→					→	町民生活課
公共施設の広域利用		→					→	企画財政課
救急医療体制の充実強化	○	→					→	保健福祉課
権限移譲の積極的な活用		→					→	全 課 (主：企画財政課)
入札制度の見直し	○	→					→	企画財政課
公共工事検査の充実	○		→	→	→	→	→	企画財政課
文書管理の充実		○	→		→	→	→	総務課
広報掲載謝礼の廃止		○						企画財政課
町民号の廃止	○							企画財政課
避難誘導方法の改善		○		→	→	→	→	総務課
住居表示の改善		○						企画財政課
選挙事務の見直し		○						総務課
結婚相談業務の一本化	○	→		→	→	→	→	町民生活課

2 - 1	事務事業の見直し							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
省エネモニター制度の導入		○	→					企画財政課
太陽光発電の普及促進		○	→					企画財政課
ゴミ収集日の見直し		○						町民生活課
道路点検・補修業務	○	→						都市建設課
広報掲示板の廃止		○	→					企画財政課
各種個別計画の自前策定		○						全 課 (主：企画財政課)
各種事業の総点検		○		→	→	→	→	全 課 (主：企画財政課)
I S O取得の検討		○	→					企画財政課
弔意電子郵便の見直し								総務課

第3節 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

3 - 1	民間委託の推進（指定管理者制度の活用なども含む）								
	プログラム	実施時期							所管課等
		17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
海洋センタープール								→	生涯学習課
学校給食センター業務								→	学務課
学校業務員の民間活用								→	学務課
民間委託業務の洗い出し、再点検	○	→						→	関係課 (主：企画財政課)
指定管理者手続き条例制定									企画財政課
公の施設の指定管理者制度への移行	○							→	全課 (主：企画財政課)
P F I の検討	○	→	→						企画財政課
各種証明業務等の見直し		○	→						税務課・町民生活課
文書配付業務の見直し		○							総務課
広報配付業務の見直し		○							総務課・企画財政課・議会事務局
本庁舎日直業務の見直し		○							総務課・企画財政課
各種会議、研修会、講習会等の連絡調整	○								総務課

3 - 2	公共施設運営の整理合理化								
	プログラム	実施時期							所管課等
		17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
集会所等の地域団体等への貸与・譲渡	○	→	→						企画財政課
支所の管理運営の見直し	○	→	→						総務課・企画財政課
公民館の管理運営の見直し	○	→	→						生涯学習課・企画財政課
児童館の管理運営の見直し									保健福祉課・企画財政課

3 - 2	公共施設運営の整理合理化							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
保育所の管理運営の見直し	○	→	→					保健福祉課・企画財政課
体育施設の管理運営の見直し	○	→	→					生涯学習課・企画財政課
図書館・資料館の管理運営の見直し	○	→	→					生涯学習課・企画財政課
町民のための庁舎づくり	○	→	→					総務課・企画財政課
公共施設の利活用の検討	○	→	→					関係課 (主：企画財政課)

第4節 職員の定員管理の適正化

4 - 1	定員管理の適正化								
	プログラム	実施時期							所管課等
		17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
第4次定員適正化計画の策定・実施	○		—————▶			○		総務課	
一般職員の定数削減	○		—————▶				▶	総務課	
町議会議員の定数削減	○	▶		—————▶			▶	議会事務局	
非常勤特別職の定数削減		○		—————▶			▶	総務課	
嘱託職員体制の見直し		○		—————▶			▶	総務課	
勧奨退職制度の年齢引き下げの検討		○		—————▶			▶	総務課	
学校業務員の業務の見直し			—————▶				▶	学務課	

第5節 職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化

5 - 1	給与の適正化								
	プログラム	実施時期							所管課等
		17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
非常勤特別職（各種審議会等）の報酬見直し		○		—			→	総務課	
特別職の報酬見直し		○						総務課	
町議会議員の報酬削減	○							議会事務局	
人事院勧告の準拠（職員給与の見直し）		—					→	総務課	
・給料表の切替（8級制 6級制）	○		—				→	総務課	
各種手当の見直し		—					→	総務課	
・管理職手当			○					総務課	
・期末、勤勉手当			○					総務課	
・寒冷地手当		—	→	廃止				総務課	
・時間外勤務手当			○					総務課	
特殊勤務手当等の見直し	○		—				→	総務課	
・税務手当		○						総務課	
・用地交渉業務手当		○						総務課	
・保育業務手当		○						総務課	
・防疫業務手当		○						総務課	
・電気主任技術者手当			廃止					総務課・上下水道課	
・行旅死病人取扱手当		○						総務課	
・不快手当			廃止					総務課	

5 - 1	給与の適正化							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
・地籍調査手当			廃止					総務課
・水道技術管理者手当			廃止					総務課・上下水道課
旅費規定の見直し		○						総務課
議員の費用弁償の見直し								議会事務局

第6節 組織機構の見直し

6 - 1	組織機構の改革							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
行政組織検討部会の設置		→					→	企画財政課
助役・収入役制度の見直し		○						総務課
課等の統廃合の実施	○	→						企画財政課
班（グループ）制の導入	○	→						企画財政課
職階制の総点検と改善	○	→						総務課
決裁規程の改正		○						総務課
地域包括支援センターの整備	○							保健福祉課
施設管理の一元化		→					→	企画財政課
支所・公民館の管理運営の見直し	○	→	→					総務課・企画財政課・生涯学習課
危機管理体制の整備	○	→						総務課
子育て支援体制の強化		○	→					保健福祉課
専門官等の新設		○						総務課・企画財政課
町職員OBの天下り禁止		○						総務課
行財政改革特命組織の設置		○						企画財政課

6 - 2	行政手続きと窓口サービスの改善							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
ワンストップサービスのための総合窓口の設置	○	→						町民生活課・税務課・保健福祉課等
窓口業務等の受付時間の見直し	○							町民生活課・税務課・保健福祉課等

6 - 2	行政手続きと窓口サービスの改善							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
窓口業務等の休日実施の検討	○							町民生活課・税務課・保健福祉課等
窓口の表示案内・レイアウトの改善	○							関係課 (主：企画財政課)
各種申請書の押印見直し		○						関係課 (主：企画財政課)
証明書自動交付機設置の検討		○	→					町民生活課・税務課

6 - 3	審議会・委員会の見直し							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
審議会等の委員公募の推進		→					→	全課 (主：企画財政課)
類似審議会等の整理統合	○	→		→			→	全課 (主：企画財政課)
審議会・委員会の定数の見直し	○	→		→			→	全課 (主：企画財政課)
審議会等の重複登用の検討	○	→	→					全課 (主：企画財政課)
まちづくり研究員の新設		○	→					企画財政課
女性・若人委員の登用		→					→	全課 (主：企画財政課)

6 - 4	総合調整機能の強化							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
政策調整会議の新設		→					→	企画財政課
企画調整会議の充実強化		→					→	企画財政課
庁議の新設		→					→	総務課
行政改革推進本部の充実強化		→					→	企画財政課

6 - 4	総合調整機能の強化							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
事務改善委員会プロジェクトの充実強化		→					→	企画財政課
庁内横断的な組織の有効活用		→					→	企画財政課
班長会議の新設		○						総務課・企画財政課

第7節 職員の意識改革

7 - 1	職員の意識改革と人材の育成							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
人材育成計画の策定 (基本方針)								総務課
計画的人事異動の見直し		○		→	→	→	→	総務課
人事評価制度の導入		○		→	→	→	→	総務課
女性管理職の登用	○	→						総務課
職場内研修(OJT)の推進	○	→		→	→	→	→	総務課
意識改革提案制度の活用	○	→		→	→	→	→	企画財政課
民間的経営講座の開催		○		→	→	→	→	企画財政課
民間派遣研修等の検討・ 実施		○		→	→	→	→	総務課
資格や専門的知識を有す る職員育成の推進		○		→	→	→	→	総務課

第8節 第三セクター等の見直し

8 - 1	第三セクター等の見直し							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
出資団体等の情報公開		—					→	企画財政課
出資団体等の見直し		○		—			→	企画財政課

第9節 経費節減等の財政効果

9 - 1	歳入の確保							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
徴収体制の充実強化		→					→	税務課
納税相談等の充実		→					→	税務課
差押えの実施		→					→	税務課
競売の実施検討		○		→			→	税務課
税滞納整理の県との共同 処理の検討		○	→					税務課
使用料・手数料等の見直し 検討		○	→					全課
適正負担の推進		○	→					全課
保育料等の見直し検討		○	→					保健福祉課
地籍成果証明手数料の見 直し検討	○	→						企画財政課
町有財産（未利用地）の 効率的運用		→					→	企画財政課
企業誘致の推進			→				→	産業観光課・企 画財政課等
広告ビジネスの検討		○		→			→	企画財政課
広報わたり（郵送分） 有料化		→					→	企画財政課

9 - 2	歳出の見直し							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
納税完納奨励金の廃止								税務課
敬老祝金の見直し		○						保健福祉課
公共工事コストの縮減		→					→	企画財政課

9 - 2	歳出の見直し							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
長期継続契約の見直し								企画財政課
経常経費の見直し		→					→	企画財政課
補助金・負担金の見直し	○	→		→			→	全 課 (主：企画財政課)
(仮称)地域振興交付金の検討		○						企画財政課
(仮称)地域協働・地域再生補助金の検討		○						企画財政課
職員の表彰記念品の廃止		○						総務課

9 - 3	財政の健全化							
プログラム	実施時期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
財政運営状況の情報公開		→					→	企画財政課
効率的な予算編成システムの確立		→					→	企画財政課
財政計画の策定		→					→	企画財政課
バランスシートの作成		→					→	企画財政課
行政コスト計算書の作成		→					→	企画財政課
適正な会計間の負担区分の見直し		→					→	企画財政課

第 10 節 地方公営企業関係（上水道事業、下水道事業、観光事業）

10 - 1	地方公営企業の健全化							
プログラム	実 施 時 期							所管課等
	17年度以前	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
浄水場、配水場等の施設保守点検委託								上下水道課
浄水場の運転管理業務の見直し								上下水道課
水質試験、検針業務委託								上下水道課
給水装置の修繕業務委託								上下水道課
水質業務検査業務委託		○						上下水道課
水道料金の見直し		○						上下水道課
未収者（使用料、受益者負担金）の滞納整理								上下水道課
公共下水道計画、浄化槽設置整備事業の見直し		○	→					上下水道課
下水道使用料の見直し		○						上下水道課
料金の見直し（入浴料・休憩料）								産業観光課
目的税（入湯税）による基金の設置								産業観光課
運営基金（収支積立）の設置								産業観光課
管理業務の見直し（一部委託）								産業観光課
温泉入浴指導員の新設		○						産業観光課